



不動産会社様・不動産オーナー様向け無料セミナー

借地関係を解消して不動産を 有効活用する9つの方法

■ セミナー概要 ■

【日時】平成 29 年 2 月 6 日（月）

16:00~17:45 終了（予定）

※受付開始 15:30~

※セミナー終了後、近隣で懇親会を開催予定です。

ご予約合う方はぜひご参加お待ちしております。

【場所】パレット柏 多目的スペースA（定員25名）

千葉県柏市柏1丁目7番1-301号

JR常磐線・千代田線・東武アーバンパークライン線

「柏駅」東口徒歩1分

【受講料】セミナー：無料

※懇親会は参加費5000円程度がかかります。

懇親会は柏駅周辺で18時から20時を予定しています。所長大澤や事務所の弁護士複数が参加します。



内容 セミナー内容は裏面をご覧ください

講師 弁護士 大澤 一郎（千葉県弁護士会所属） 昭和52年9月6日生まれ
千葉県立東葛飾高校、東京大学法学部を卒業後、企業の案件を多く取り扱う東京都内の日本最大クラスの法律事務所にて勤務。平成20年4月に千葉県柏市にてよつば総合法律事務所を設立。平成28年4月には千葉県千葉市に千葉事務所を設立。
顧問会社様の相談・不動産オーナー様の相談など、多くの不動産に関するご相談実績、解決実績あり。

弁護士法人よつば総合法律事務所 代表弁護士

事務所 HP：<http://www.yotsubasougou.jp/>

事務所フェイスブック：<https://www.facebook.com/YotsubaSougou/>



【お申込み】下記に必要事項を記入し、お電話又はFAX：04-7168-2301 迄ご返送ください

会社名		ご住所	
参加者名			
TEL		メール	

懇親会にご参加の場合は ✓(チェック) を記入してください。

セミナー内容

- 第1 借家関係を解消するための9つの方法
- 1 建物所有目的ではないことによる契約終了
 - 2 一帯使用目的であることによる契約終了
 - 3 期間終了による契約終了
 - 4 建物朽爛・滅失による契約終了
 - 5 賃料不払いによる契約終了
 - 6 無断築造・無断転貸による契約終了
 - 7 増改築禁止条約違反による契約終了
 - 8 用途違反条約違反による契約終了
 - 9 その他の原因による契約終了
- 第2 契約解除を間接的な目的とする3つの方法
- 1 地代増額請求
 - 2 借家権の譲渡の不許可
 - 3 増改築・再築の不許可
- 第3 借宅借家法施行（平成4年8月1日）から30年を見据えた今後の対応

 よつば総合法律事務所 事務所紹介

千葉県柏市と千葉県千葉市に事務所を構える弁護士14名、スタッフ13名の千葉県最大級の法律事務所。不動産会社様の顧問も多数あり、不動産の問題（借地問題、借家問題、海側買付問題、契約書の作成・チェック、共有問題の解消、不動産からむ相続などの問題など）を多く取り扱っている。また、不動産オーナー様からの法律相談も常時多数取り扱っている。また、税理士・不動産鑑定士・司法書士などの専門業と連携しつつご紹介をいただいた不動産会社様と連携を図ることによる問題解決を心掛けている。株式会社船井総合研究所主催の法律事務所経営研究会では2011年度、2014年度、2015年度 MVP 事務所の賞を受賞。



平成29年セミナー情報

平成29年4月7日 16時～17時45分 (場所・柏駅東口徒歩1分、パレット柏)	借家関係を解消して不動産を有効活用する方法セミナー
平成29年6月16日 (場所・柏駅東口徒歩1分、パレット柏)	家賃不払いによる建物明渡を円滑に進めるための方法セミナー

その後も、2か月に1回程度の不動産に関する継続セミナーを予定しています。今後の開催の詳細は当事務所の最新のトピックスのページに随時更新予定です。

<http://www.yotsubasougou.jp/160/index.html>

【主催・お問い合わせ】

弁護士法人よつば総合法律事務所 TEL 04-7168-2300 FAX 04-7168-2301 (担当/石川)

〒277-0005 千葉県柏市柏 1-5-10 水戸屋吉番館ビル4階